



株式会社 鈴木油脂

本社・石田工場

環境活動レポート

15年度(2022.06.01~2023.05.31)

Environmental Report



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





目次

・代表者メッセージ	—————	P.2
・会社(事業所)紹介	—————	P.3
・環境方針(15年度)	—————	P.4
・著しい環境側面(15年度)	—————	P.5
・組織図	—————	P.6
・環境目標一覧表(15年度)	—————	P.7
・活動実績	—————	P.8
・環境方針(16年度)	—————	P.9
・著しい環境側面(16年度)	—————	P.10
・環境目標一覧表(16年度)	—————	P.11
・地域貢献活動	—————	P.12
・環境監査	—————	P.13
・リスクマネジメント	—————	P.14
・法令順守	—————	P.15
・別紙1 環境法規制等登録簿		
・別紙2 鈴木油脂SDGsに向けた取り組み		



代表者のメッセージ

(株)鈴木油脂、本社・石田工場の環境レポートをご覧ください誠にありがとうございます。

このレポートには、(株)鈴木油脂 本社・石田工場における、環境や地域への取り組みをまとめております。皆様に、私たちの環境や地域との共存へ向けた取り組みの一端をご紹介します幸いです。

2021年5月、「地球温暖化対策推進法」の7度目の改正により、国内で初めて地球温暖化対策の期限付きの目標が法律に明記されました。

改正法では、「基本理念」として2050年のカーボンニュートラル(温室効果ガス排出量の実質ゼロ)実現が謳われており「国民、国、地方公共団体、事業者、民間団体等が密接に連携して2050年までに脱炭素社会を実現しなければならない」とされています。カーボンニュートラル達成には、経済や社会の大転換が必要であり、国や地方自治体、企業活動でも様々な取り組みが動き始めています。

当社でリサイクルされた食用廃油は、カーボンニュートラルに欠かせない再生エネルギーとして、SAF(Sustainable Aviation Fuel: 持続可能な航空燃料)や発電燃料として活用されています。

経済活動や社会生活のなかで発生する食用廃油を無駄なく回収・リサイクルすることで、CO2削減につながると考えております。

今後も、環境企業としての社会的価値を高められるよう、SDGsを推進し、地域との密接なコミュニケーションに積極的に取り組み、コンプライアンス(法令順守)を重視して、経営活動全般で地球環境への貢献を目指してまいります。

株式会社 鈴木 油脂
代表取締役 鈴木 康弘



会社紹介

1. 会社名、代表者

株式会社 鈴木油脂 代表取締役 鈴木 康弘

2. 所在地

〒259-1116 神奈川県伊勢原市石田798番地

3. 環境管理責任者及び連絡先

環境事業部 専務取締役 小林 弘幸
〒259-1116 神奈川県伊勢原市石田798番地
TEL 0463-94-3420
FAX 0463-92-3539

4. 事業内容

- (1) 食用油脂製造・販売
- (2) 産業廃棄物(廃食油)収集運搬
- (3) 産業廃棄物(廃食油)中間処理
- (4) 産業廃棄物(廃食油)再生

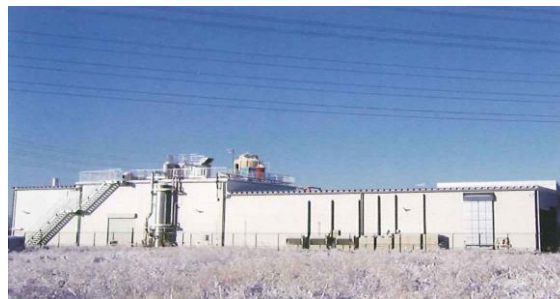
・会社の沿革

1970年 1月	現所在地にて創業
1974年 6月	法人化資本金500万円
1975年 5月	県公害防止条例指定工場認可
1976年 6月	食用油脂製造業認可
1994年 6月	資本金1,000万円に増資
1996年 8月	産業廃棄物収集運搬業許可取得
1998年 4月	産業廃棄物処分業許可取得
2005年 5月	廃棄物再生事業者登録
2006年 3月	歌川工場竣工
2007年 1月	神奈川県優良工場受賞
2008年11月	東京国税局功労表彰
2009年 1月	交通栄誉賞緑十字金賞受賞
2009年 4月	ISO14001認証取得(本社・石田工場)
2012年 7月	食品製造工場として歌川第二工場新設
2014年 3月	ISCC EU認証取得



本社・石田工場

2009年 4月 ISO14001認証取得



歌川工場

2008年 7月 ISO9001認証取得
2021年 1月 ISO22000 認証取得

**注：本件環境活動レポート対象サイトに
歌川工場は含まれておりません**



環境方針

株式会社鈴木油脂 本社・石田工場

【基本理念】

株式会社鈴木油脂は、食用油脂の製造販売処理に係る業務を柱に資源の有効活用と循環型社会の形成を目指し、「地域社会との共生」を経営理念とし、地球環境の保全と環境負荷の減少に向けて全社一丸となり、継続的に努力致します。

【環境方針】

- (1) 事業活動、製品が環境に与える影響を確実に把握し、以下の環境管理活動を実施します。
 - ①業務の改善
 - ②緊急事態（油流出）
 - ③人材の育成
- (2) SDGs（持続可能な開発目標）への取り組みを実施します。
- (3) 環境目標を設定し、妥当性を毎年見直すとともに環境マネジメントシステムを継続的に改善し汚染の予防に努めます。
- (4) 環境に関する法規制及びその他の要求事項を順守します。
- (5) 全社員及び利害関係者が環境方針を理解し、本方針に則した活動が行えるよう推進します。
- (6) この環境方針はホームページとSNS（Facebook等）で広く一般に公表します。



2022年6月1日

株式会社 鈴木油脂

代表取締役 鈴木康弘



著しい環境側面

著しい環境側面登録簿(15年度)

2022年 4月28日作成

No.	部門名	活動	著しい環境側面	総合評価点	有害 益性	環境影響	適用法規制	備考	公表 是非
1	製造部門	製造工程	業務の改善	64	有害	環境経営		運用管理手順書(製造工程効率化管理手順書)	○
2		廃油処理工程	油の流出	50	有害	水資源 水質汚染 土壌汚染	水質汚濁防止法 県条例	運用管理手順書(緊急事態対応手順書)	○
3		廃油処理工程	火災の発生	50	有害	廃棄物発生 水質汚染 土壌汚染		運用管理手順書(緊急事態対応手順書)	○
4	事務管理部門	事務作業	業務の改善	32	有益	環境経営		運用管理手順書(事務業務の効率化管理手順書)	○
5		事務作業	産業廃棄物(マニフェスト伝票)	54	有害	環境経営	産業廃棄物処理法	運用管理手順書(産業廃棄物関係書類管理手順書)	○
6		事務作業	契約書の作成・管理	66	有害	環境経営	産業廃棄物処理法	運用管理手順書(産業廃棄物関係書類管理手順書)	○
		事務作業	産業廃棄物許可証の配布	48	有害	環境経営	産業廃棄物処理法	運用管理手順書(産業廃棄物関係書類管理手順書)	○
7		地域貢献	地域清掃・ボランティア	32	有益	環境経営			○
8	業務部門	回収・清掃作業	業務の改善	64	有益	環境経営		運用管理手順書(業務の効率化改善管理手順書)	○
9		回収・清掃作業	廃油漏洩・流出	60	有害	水資源 水質汚染 土壌汚染	道路交通法	運用管理手順書(緊急事態対応手順書)	○
10	営業部門	営業活動	業務の改善	64	有益	環境経営			○
9		営業活動	廃油漏洩・流出	60	有害	水資源 水質汚染 土壌汚染	道路交通法	運用管理手順書(緊急事態対応手順書)	○
10	全部門		人材の育成	64	有益	環境経営			○
11			SDGsへの取組	64	有益	環境経営			○

【総合評価点について】

環境影響評価規定で定められた計算方法に則り、有益性は30点以上、有害性は45点以上の場合、著しい環境側面登録簿に登録するルールを運用しています。

※100点満点で、高ければ良いという形式ではありません。

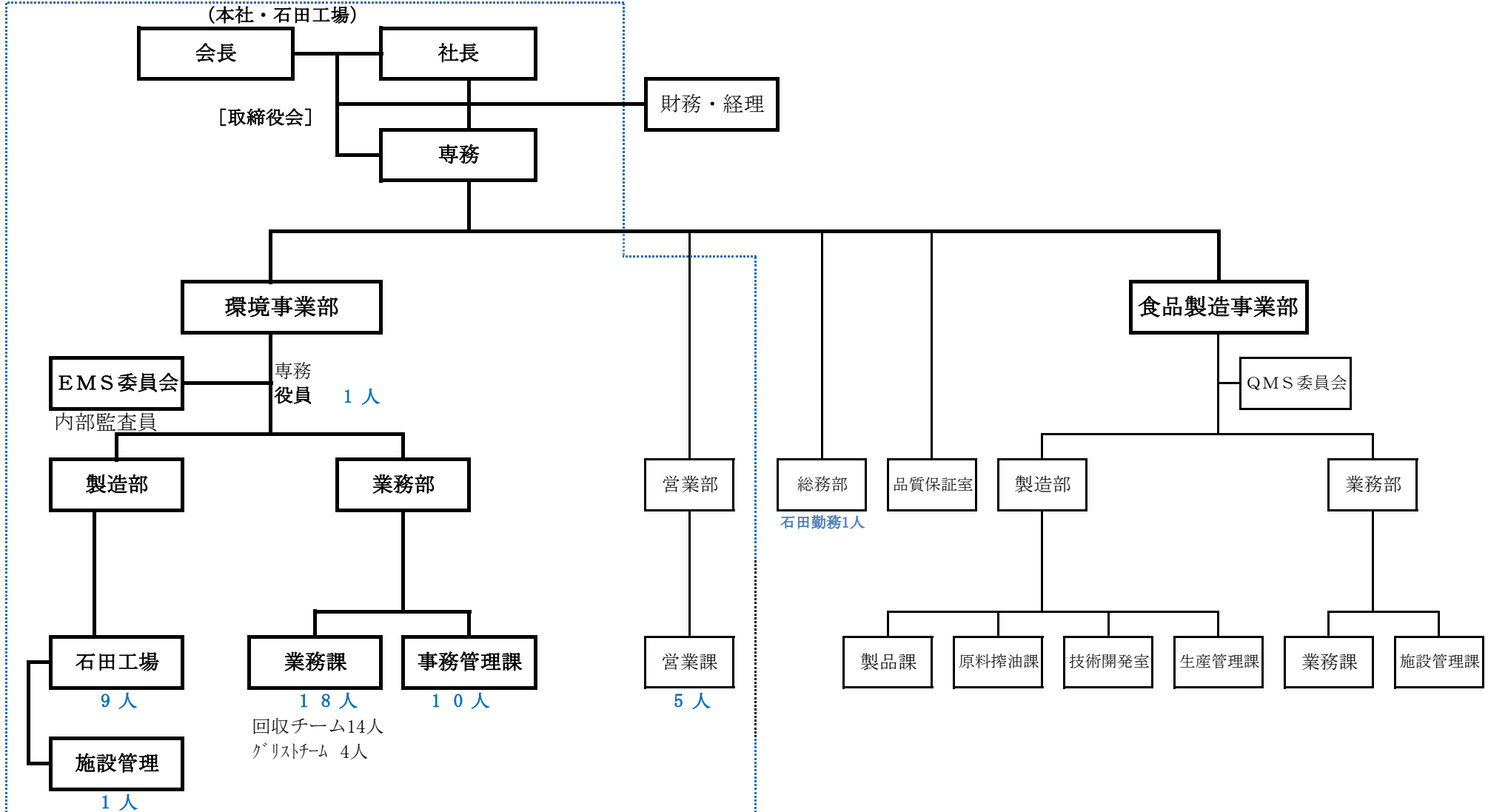


組織図

株式会社鈴木油脂
2023年5月31日現在

ISO14001 対象サイト
(本社・石田工場)

P.6



ISO14001対象：45人（正社員41人、パート4人）

石田勤務：45人（正社員41人、パートタイマー4人）

※営業課5名、総務1名含む

歌川勤務：65人（正社員61人、パートタイマー4人）

2人（会長、社長）

合計 112人



環境目標

環境目標一覧表(15年度)

2022年4月21日作成

No.	部門名	活動	著しい環境側面	環境目標
				15年度(50期)
1	製造部門	製造工程	業務の改善	製造量1kg当たりの製造コスト 前年比1%削減
2	事務管理部門	事務業務	業務の改善	顧客に向き合ったサービスマインドとスキルの向上 ポイント制の実施:年度末まで 一人70ポイント以上取得率80%
3	業務部門	回収業務	業務の改善	廃油回収量 前年比 105%
		清掃業務		グリストラップ売上額 前年比 120%
		回収業務	油流出事故 クレーム発生	発生件数ゼロ
4	営業部門	営業活動	業務の改善	廃油の総在庫量 前年比 105%
5	全部門	個別実施項目	人材育成	個々の力量をアップする
		SDGs		新工場の移転プロジェクトの発信

※著しい環境側面登録簿にあるが環境目標としなかった著しい環境側面について(目標としなかった理由)

- ・製造部門の「油の流出」及び「火災の発生」は、EMP表で管理する
- ・事務管理部門の「産業廃棄物(マニフェスト伝票)」「契約書の作成・管理」は、「業務の改善」の中に含まれている
- ・事務管理部門の「地域貢献」は、目標にあげなくても、日常ごく当たり前に活動が出来ている

※SDGsは、新工場と現工場との比較表を作り、移転後のイメージを発信していく



活動実績(15年度)

部門名	著しい環境側面	環境目標	実績	評価 ○、×	達成理由
製造部門	業務の改善	製造量1kg当たりの 製造コスト 前年比 1%削減	燃料9%削減 電気3%削減	○	前年の製造量越えを目指し1台でも多くの出荷につなげる為、前倒しで処理を進めた事で処理のスピードが上がりエネルギー使用量の削減に繋がっています。
事務 管理部門	業務の改善	顧客に向き合った サービスマインドと スキルの上昇 ポイント制の実施: 年度末まで一人70 ポイント以上取得率 80%	94%	○	7名×70ポイント=490ポイントに対し結果は463ポイント。マナー講師による毎月の電話研修を通し、お客様に寄り添うマインドとスキルは1年前と比べて、レベルアップ。 お客様からも一定の評価をいただけるようになりました。
業務部門	業務の改善	廃油回収量 前年比 105% ⇒改定目標 前年比100%	98.1%	×	様々な要因「物価の高騰、新油の値上がり、ろ過機の導入、他社からの競込み、閉店店舗の増加」などで既存顧客の回収量が減少する中、非定期先を積極的に回収して数量の確保に努めました。更に営業課による新規顧客が増え数量アップに大きく貢献となりましたが、結果、マイナス分はカバー出来ませんでした。
		グリストラップ売上額 前年比 120%	120%	○	1番の達成要因は高圧洗浄機器を車載のエンジンタイプに替えた事で、これまで対応が難しかった店舗への清掃実施が可能になった事です。メディカルペールによる汚泥回収も定期的な依頼が増え、毎月の安定した売上に繋がりました。
	油流出事故	発生件数ゼロ	3件	×	作業中のペール缶落下による微量な流出が1件。残り2件は顧客の廃油置き場に設置したドラムからの流出で早期発見が出来た事で微量の流出のうちに対応出来ました。 緊急ミーティングを実施し原因究明、注意喚起の一斉メール送信、ドラム缶の交換や購入で再発防止に努めました。
	クレーム発生		2件	×	回収時にしばらくお会い出来ていなかったお客様から設置容器へのクレーム、回収時、床に付着した足跡についてのクレームの2件。容器の交換やシューズカバーの使用など直接的な対応だけでなく、回収頻度、訪問時は一声おかけする等のコミュニケーション方法を見直す事で再発防止に努めました。
営業部門	業務の改善	廃油総在庫量 前年比105%	97.5%	×	営業活動による新規顧客獲得は473件、回収量にすると123.7tの実績となりました。 回収量アップに向け、法人営業・管理会社との折衝・業態別のリストアップ営業・地域の有力企業獲得などの活動を進め、顧客の回収量減少カバーに尽力しましたが、能動的な営業による獲得がまだ少なく、管理会社・産廃企業頼みの回収に終始した事が原因と考えられます。
全部門	人材育成	個々の力量を アップする	-	○	
	SDGsへの取組 (健康経営)	新工場の移転プロ ジェクトの発信	-	○	



環境方針

※16年度(来年度)につきましては、環境影響評価の見直しをおこなった結果、以下の方針となりました。全項目達成すべく、努力を続けていきます。

EMS-標-全-01

環境方針

株式会社鈴木油脂 本社・石田工場

【基本理念】

株式会社鈴木油脂は、食用油脂の製造販売処理に係る業務を柱に資源の有効活用と循環型社会の形成を目指し、「地域社会との共生」を経営理念とし、地球環境の保全と環境負荷の減少に向けて全社一丸となり、継続的に努力致します。

【環境方針】

- (1) 事業活動、製品が環境に与える影響を確実に把握し、以下の環境管理活動を実施します。
 - ①業務の改善
 - ②緊急事態（油流出）
 - ③人材の育成
- (2) SDGs（持続可能な開発目標）への取り組みを実施します。
- (3) 環境目標を設定し、妥当性を毎年見直すとともに環境マネジメントシステムを継続的に改善し汚染の予防に努めます。
- (4) 環境に関する法規制及びその他の要求事項を順守します。
- (5) 全社員及び利害関係者が環境方針を理解し、本方針に則した活動が行えるよう推進します。
- (6) この環境方針はホームページとSNS（Facebook等）で広く一般に公表します。



2023年6月1日

株式会社 鈴木油脂

代表取締役 鈴木康弘

著しい環境側面

著しい環境側面登録簿(16年度)

2023年 4月25日作成

No.	部門名	活動	著しい環境側面	総合評価点	有害 有益性	環境影響	適用法規制	備考	公表 是非
1	製造部門	製造工程	業務の改善	64	有害	環境経営		運用管理手順書(製造工程効率化管理手順書)	○
2		廃油処理工程	油の流出	50	有害	水資源 水質汚染 土壌汚染	水質汚濁防止法 県条例	運用管理手順書(緊急事態対応手順書)	○
3		廃油処理工程	火災の発生	50	有害	廃棄物発生 水質汚染 土壌汚染		運用管理手順書(緊急事態対応手順書)	○
4	事務管理部門	事務作業	業務の改善	32	有益	環境経営		運用管理手順書(事務業務の効率化管理手順書)	○
5		事務作業	産業廃棄物(マニフェスト伝票)	54	有害	環境経営	産業廃棄物処理法	運用管理手順書(産業廃棄物関係書類管理手順書)	○
6		地域貢献	地域清掃・ボランティア	32	有益	環境経営			○
7	業務部門	回収・清掃作業	業務の改善	64	有益	環境経営		運用管理手順書(業務の効率化改善管理手順書)	○
8		回収・清掃作業	廃油漏洩・流出	60	有害	水資源 水質汚染 土壌汚染	道路交通法	運用管理手順書(緊急事態対応手順書)	○
9	営業部門	営業活動	業務の改善	64	有益	環境経営			○
10		営業活動	廃油漏洩・流出	60	有害	水資源 水質汚染 土壌汚染	道路交通法	運用管理手順書(緊急事態対応手順書)	○
11	全部門		人材の育成	64	有益	環境経営			○
12			SDGsへの取組	64	有益	環境経営			○

【総合評価点について】

環境影響評価規定で定められた計算方法に則り、有益性は30点以上、有害性は45点以上の場合、著しい環境側面登録簿に登録するルールを運用しています。

※100点満点で、高ければ良いという形式ではありません。



環境目標

環境目標一覧表(16年度)

2023年4月25日作成

No.	部門名	活動	著しい環境側面	環境目標
				16年度(51期)
1	製造部門	製造工程	業務の改善	製造量1kg当たりの製造コスト 前年比1%削減
2	事務管理部門	事務業務	業務の改善	業務部門・営業部門へのフォローによる回収量の貢献 毎月3トン(6~11月) / 5トン(12~5月)
3	業務部門	回収業務	業務の改善	廃油回収量 前年比100%
		清掃業務		グリストラップ売上額 前年比 117%
		回収業務	油流出事故 クレーム発生	発生件数ゼロ
				新規顧客獲得 年間180件
4	営業部門	営業活動	業務の改善	新規獲得による回収量 毎月10トン
5	全部門	個別実施項目	人材育成	個々の力量をアップする
		SDGs		日常業務によるSDGsの推進

※著しい環境側面登録簿にあるが環境目標としなかった著しい環境側面について(目標としなかった理由)

- ・製造部門の「油の流出」及び「火災の発生」は、EMP表で管理する
- ・事務管理部門の「産業廃棄物(マニフェスト伝票)」「契約書の作成・管理」は、「業務の改善」の中に含まれている
- ・事務管理部門の「地域貢献」は、目標にあげなくても、日常ごく当たり前に活動が出来ている



地域貢献活動

地域ボランティア

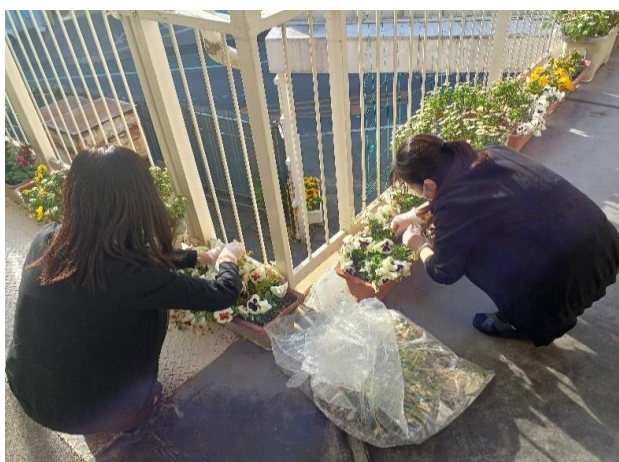
愛甲石田駅南口ロータリーふれあい祭り

5月20日に4年ぶりに実施された地域のイベントにフライドポテト販売で出店しました。地域の方々とのふれあいはもちろん、入社歴の浅い社員にとっては初めてのイベント経験で当社の理念が浸透しモチベーションがあがる良い機会ともなりました。



緑化活動

全社員で協力し、6月と10月の2回、季節に合わせた花の植え替えを行いました。5S委員を中心に花の水やりや手入れを皆で行い、夏場もきれいな緑が保たれました。訪問客から「いつもきれいですね」とお褒めいただき、大きな励みとなりました。





環境監査

内部監査

2022年8月19日内部監査が行なわれました。
記録類と部門長及び現場でのインタビューで、目標への取り組み、法令順守、緊急事態対応、
教育訓練、安全対策など確認しました。



外部審査

2022年10月18日にISO14001第2回維持審査が行われました。
不適合は無く、観察事項、推奨事項が挙げられました。
主に、記録類についての提案で、長年当たり前におこなってきた対応方法の見直しや改善に
つながりました。





リスクマネジメント

緊急事態対応定期テスト

2022年9月17日実施

油流出・火災発生時の緊急事態を想定し、年1回の定期テストを全社員で実施しています。油流出対応は、本物の廃油を使い、訪問先でトラック荷台からの流失、自社工場敷地での油送ポンプ吹き出しを想定、初期対応、関係者への事故報告、訪問先への対応等手順書通りに出来るかテストしました。地震発生後の火災発生対応は、避難経路の確認や消防署への連絡を各部門ごとに行いました。毎年実施していますが、参加者全員がテストの気づきや改善点を提出し、次のテストに活かして行く事で改善を重ねています。





環境法規制等登録簿 添付

以上

本報告書は、株式会社鈴木油脂 本社・石田工場の環境に関する情報を、できるだけ分かりやすく開示する事を目的に発行しています。

2022年6月1日～2023年5月31日までの環境活動実績を中心に作成しました。

2023年6月1日
株式会社鈴木油脂 本社・石田工場
〒259-1116 神奈川県伊勢原市石田798番地
TEL0463-94-3420(代表)

環境法規制等登録簿

60版 2023年04月17日 作成

No.	法規制等	設備・事業活動	環境影響	法規制の項目	官庁へ届出・報告	資格者 管理者	確認	法/規制値	確認	法定帳簿/書類/伝票	義務その他	情報入手 担当者	情報入手 方法	順守評価	評価日	担当部門	評価者	該当の有無
1	大気汚染防止法	ボイラー (炉筒煙管ボイラー費量 224.8L/h、電熱面積30.2㎡ 蒸気発生量2.5ton/h) 大気汚染・地球温暖化		法第6.8,11,12、法第3 条(排出基準)法第16 条(ばい煙量又はばい 煙濃度を測定し記録、 3年間保存。30万円以 下罰則創設。)法第17 条の2(事業者の責務)	ばい煙発生施設の 設置届、廃止届	なし 施設管理 担当者	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	ばいじん濃度 535.29g/h以下 硫酸酸化物濃度 0.669Nm ³ /h以下 窒素酸化物 80volppm以下 (年2回測定)	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	ばい煙発生施設設 置届出書 ばい煙発生施設使 用廃止届出書(現 状なし) ボイラー点検表	ばい煙量、ば い煙濃度の測 定及び記録	施設管理 担当者	広報、官 報、イン ターネット 官公庁へ 調査に出 向く	基準値 問題なし	2023年4月17日	製造部門	事務局	○
2	自動車から排出される窒素 酸化物及び粒子状物質の 特定地域における総量の削 減に関する特別措置法(自 動車NOx・PM法)	営業車(ディーゼル車、14 台) 大気汚染・地球温暖化		法第4条(事業者の責 務)	車検証	なし 安全運転 管理者	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	Nox:5.9g/kwh PM:0.49g/kwh (車輛重量3.5t超、中車 両)	<input checked="" type="checkbox"/>	車検証 使用車種規制 (Nox PM)適合	自動車排出窒 素酸化物の排 出抑制の措置 は対策済み。	施設管理 担当者	広報、官 報、イン ターネット	基準値 問題なし	2023年4月17日	業務部門	事務局	○
3	下水道法	産業廃棄物処理施設(貯油 施設等) 水質汚濁		法第10条(排水設備の 設置)法第11条2項(使 用開始届出)法第12条 (除害設備の設置)法 第12条2項(下水の排 除の制限)法第12条3 項(設置届出)法第12 条4項(変更の届出)法 第12条9項(事故の措 置)	指定事業所に係る変更 許可申請書 指定事業 所に係る変更概要書 公害防止方法変更計 画書 排水の汚染状態 及び量等の明細書 排 水の処理方法概要書 公共下水道の使用届 工事完了届	なし 施設管理 担当者	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	Ph5~9 温度45℃未満 沃素消費量220未満 n-ヘキサン(鉱物) 5mg/1未満 フェノール類0.5mg/1未満 (伊 勢原市下水排除基準) ※1日の排水量300㎡以上 は月一回の測定する事。	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	特定施設の設置届 特定施設の使用届 公共下水道の使用 届 (現状なし) 工事完了届(現状 なし)	水質の測定 記録の義務(50 ㎡/日) 水質基準の順 守	施設管理 担当者	広報、官 報、イン ターネット 官公庁へ 調査に出 向く	基準値 問題なし	2023年4月17日	製造部門	事務局	○
4	水質汚濁防止法	産業廃棄物処理施設(貯油 施設等) 事故発生時の水質汚濁		法14条(測定、記録の 保存)法14条の2の3、 4項(事故時の措置)法 31条(罰則)	知事へ事故発生時の届 出	なし 施設管理 担当者	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	<input checked="" type="checkbox"/>	事故報告書 (現状なし)	水質の測定 記録の義務(50 ㎡/日) 事故報告	施設管理 担当者	広報、官 報、イン ターネット	問題なし	2023年4月17日	製造部門	事務局	○
5	騒音規制法	送風機(22kw) コンプレッサー(2.2,1.5 kw) 騒音		法第4条(規制基準) 法第5条(順守義務) 法第6、10、14条(事前 届出)	特定施設の設置届 特定施設の使用届 騒音の処理方法概要 書 工事完了届	なし 施設管理 担当者	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	8:00~18:00 65デシベル以下 6:00~8:00・18:00~23:00 60デシベル以下 23:00~6:00 50デシベル以下 (県条例施行規則)	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	特定施設の設置届 特定施設の使用届 (現状なし) 工事完了届 (現状なし)	規制基準順守	施設管理 担当者	広報、官 報、イン ターネット 官公庁へ 調査に出 向く	基準値 問題なし	2023年4月17日	製造部門	事務局	○
6	振動規制法	コンプレッサー(2.2,1.5 kw) 振動		法第4条(規制基準) 法第5条(順守義務) 法第6、10、14条(事 前届出)	特定施設の設置届 特定施設の使用届 振動の処理方法概要 書 工事完了届	なし 施設管理 担当者	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	8:00~19:00 65デシベル以下 19:00~8:00 60デシベル以下 (県条例施行規則)	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	特定施設の設置届 特定施設の使用届 (現状なし) 工事完了届 (現状なし)	規制基準順守	施設管理 担当者	広報、官 報、イン ターネット 官公庁へ 調査に出 向く	基準値 問題なし	2023年4月17日	製造部門	事務局	○
7	消防法	工場内消防用設備点検 地下タンクの気密漏洩検査 D-OIL製造設備 天然資源枯渇・エネルギー		法第11条(設置の許 可)法第9条4項(指定 数量未満の危険物取扱 い)法第2条(指定数 量) 施行令第1条12 項別表4(指定可燃物) 法13条(危険物の取扱 い)法第14条の3の2 (地下タンクの定期点 検)	危険物取扱届 指定可燃物取扱届 地下タンク設置許可届 地下タンク貯蔵所点検 表 消防用設備点検結果 報告 少量危険物取扱貯蔵 所届 危険物保安監督者届 出書 ボイラー設置届 ボイラー廃止届	危険物取扱 者(乙 種四類) 一級ボイ ラー技士 施設管理 担当者	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	地下タンク(灯油)最大貯 蔵量3,100L(3.1倍)(通常 は1,000L) D-OIL最大貯蔵量(少量 危険物貯蔵所)1,999L (第4類3石、非水溶性) ※D-OILは引火点110℃ なので3石に該当 メタノール最大貯蔵量 399L	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	危険物取扱届 指定可燃物取扱届 地下タンク設置許 可届 消防用設備点検結 果報告 少量危険物取扱所 届	規制基準順守	施設管理 担当者	広報、官 報、イン ターネット 消防本部 へ調査に 出向く	通常貯 蔵量 灯油 2500L D-OIL 1900L メタノ ール 82.8L 問題なし	2023年4月17日	製造部門	事務局	○

8	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (フロン排出抑制法) フロン類回収破壊法	業務用エアコン・冷蔵庫・冷凍庫の室外機 オゾン層の破壊	法第2条(点検)・法第4条(廃棄時)	該当なし	なし 施設管理担当者	<input checked="" type="checkbox"/>	廃棄時の確実な回収・破壊される措置。排出抑制の為の措置を講じること。 簡易点検。	<input checked="" type="checkbox"/>	回収依頼書若しくは、委託確認書	機器の使用に関する義務、機器の廃棄に関する義務	施設管理担当者	広報、官報、インターネット	問題なし	2023年4月17日	製造部門	事務局	○
9	食品循環資源の再生利用等に関する法律 (食品リサイクル法)	省資源	法第2条(食品循環資源を飼料・肥料に再生利用)	該当なし		<input checked="" type="checkbox"/>	製品利用に努める	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	製品利用に努める	施設管理担当者	広報、官報、インターネット 官公庁へ調査に向く	問題なし	2023年4月17日	製造部門	事務局	×
10	肥料の品質の確保等に関する法律	肥料の販売 販売業者保証票 販売業務についての届出	法第18条 法第23条	販売業務についての届出	なし 営業部門長	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	<input checked="" type="checkbox"/>	帳簿の備付(2年間保存)	法規制順守	施設管理担当者	広報、官報、インターネット 官公庁へ調査に向く	問題なし	2023年4月17日	事務管理部門	事務局	○
11	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	事務所(エアコン、ブラウン管・液晶・プラズマ式テレビ、冷蔵庫) 廃棄物発生 天然資源枯渇 地球温暖化	法第6条		なし 事務部門長	<input checked="" type="checkbox"/>	廃棄物の抑制。再利用、再資源化を促進すること。排出時は適切に引渡し、支払いに応じる。	<input checked="" type="checkbox"/>	(家電リサイクル券)	廃家電の排出時に引渡し、支払い責務	施設管理担当者	広報、官報、インターネット	問題なし	2023年4月17日	事務管理部門	事務局	○
12	小型家電リサイクル法	事務所(携帯電話、デジタルカメラ、ビデオカメラ、CD・MD・デジタルオーディオプレーヤ、電子辞書) 廃棄物発生 天然資源枯渇 地球温暖化	法第7条		なし 事務部門長	<input checked="" type="checkbox"/>	廃棄物の抑制。再利用、再資源化を促進すること。排出時は適切に引渡すこと。	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	排出時は適切に引渡すこと。	施設管理担当者	広報、官報、インターネット	問題なし	2023年4月17日	事務管理部門	事務局	○
13	資源有効利用促進法	廃パソコン、複写機、金属性家具、小型二次電池使用機器(プリンター、携帯電話、火災警報装置、防犯警報装置)	法第4条		なし 事務部門長	<input checked="" type="checkbox"/>	廃棄物の抑制。再利用、再資源化を促進すること。	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	排出時、納入業者に引渡す。H15.10以前のパソコンについてはリサイクル料金を支払う。	施設管理担当者	広報、官報、インターネット	問題なし	2023年4月17日	事務管理部門	事務局	○
14	自動車リサイクル法	営業車輛 廃棄物発生 天然資源枯渇 地球温暖化	法第8条		なし 安全運転管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	使用済みの自動車の引渡し。リサイクル費用を資金管理法人に預託すること。	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	リサイクル料金の支払いの責務 使用済みとなった自動車の引渡し責務	施設管理担当者	広報、官報、インターネット	問題なし	2023年4月17日	業務部門	事務局	○
15	道路交通法	営業車輛 天然資源枯渇 エネルギー	法第22条 法第50条2項、51条 法第57条 法第70条		なし 営業課長	<input checked="" type="checkbox"/>	速度違反 駐車禁止 過積載 安全運転	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	法規制順守	施設管理担当者	広報、官報、インターネット	問題なし	2023年4月17日	業務部門 営業部門	事務局	○
			法施行規則第9条の8(安全運転管理者の選任)	自家用自動車5台以上	安全運転管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	法規制順守	営業課長	広報、官報、インターネット	問題なし	2023年4月17日			
			一部改正		安全運転管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	免許取得・更新時の一定の病気等を把握する制度 無免許運転の厳罰化	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	法規制順守	営業課長	広報、官報、インターネット	問題なし	2023年4月17日			
			施行令第71条5の5		安全運転管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	スマホ・カーナビの「ながら運転」罰則強化	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	法規制順守	営業課長	広報、官報、インターネット	問題なし	2023年4月17日			
			法第119条 第120条		安全運転管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	「あおり運転」を妨害運転剤として規定	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	法規制順守	営業課長	広報、官報、インターネット	問題なし	2023年4月17日			
			施行規則第9条の10(安全運転管理者の業務拡充)		安全運転管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	運行前後の酒気帯び有無の確認と記録保管の義務化	<input checked="" type="checkbox"/>	アルコールチェック記録を1年間保存	法規制順守	営業課長	広報、官報、インターネット	問題なし	2023年4月17日			

15	道路交通法	営業車輛 天然資源枯渇 エネルギー	法第74条の3第1項、 第4項7項(安全運転管 理者の選任義務違反 等に対する罰則の引 上げ)		安全運転 管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	安全運転管理者の選任 義務及び解任命令 安全運転確保のため の是正措置命令への規則 強化	<input checked="" type="checkbox"/>	安全運転管理者・ 副安全運転管理者 資格認定証	法規制順守	営業課長	広報、官 報、イン ターネッ ト	問題なし	2023年4月17日	業務部門 営業部門	事務局	○
			道路交通法 第63条の 11		安全運転 管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	自転車の運転者は、乗 車用ヘルメットをかぶる よう努めなければならない。 。	<input checked="" type="checkbox"/>	自転車点検表	法規制順守	総務	広報、官 報、イン ターネッ ト	問題なし	2023年4月17日			
16	自動車運転死傷行為処罰 法	営業車輛 天然資源枯渇 エネルギー	第2条 第3条 第6条		安全運転 管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	刑法から新法に移行、適 用要件が追加、拡大(飲 酒、薬物運転の死傷事 故の重罰、無免許運転 の加重など)	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	法規制順守	営業課長	インター ネット での調 査	問題なし	2023年4月17日	業務部門 営業部門	事務局	○
			法第2条 法第3条 法第4条		なし 営業課長	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	車輛の長さ、幅、高さ 車輛の最低地上高 車輛総重量の厳守	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	法規制順守	施設管理 担当者	広報、官 報、イン ターネッ ト	問題なし	2023年4月17日			
17	道路運送車両法	営業車輛 天然資源枯渇 エネルギー	一部改正 自動車検査証の電子 化及び記録等事務委 託制度関係 公布:令和4年5月20 日 施行:令和5年1月1 日			<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	電子車検証の発行ICタ グによる車検証情報の確 認 ・車検証の有効期間 ・所有者指名・住所 ・使用者住所 ・使用の本拠位置 が券面非表示となる	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	法規制順守	施設管理 担当者	広報、官 報、イン ターネッ ト	問題なし	2023年4月17日	業務部門	事務局	○
			道路運送車両法より 法第47条 法第47条2項		なし 営業課長	<input checked="" type="checkbox"/>	使用者の点検及び整備 の義務 日常点検整備の順守	<input checked="" type="checkbox"/>	運転営業日報 車検証	法規制順守	施設管理 担当者	広報、官 報、イン ターネッ ト	問題なし	2023年4月17日			
18	自動車点検基準	営業車輛 天然資源枯渇 エネルギー 地球温暖化	道路運送車両法より 法第47条 法第47条2項		なし 営業課長	<input checked="" type="checkbox"/>	使用者の点検及び整備 の義務 日常点検整備の順守	<input checked="" type="checkbox"/>	運転営業日報 車検証	法規制順守	施設管理 担当者	広報、官 報、イン ターネッ ト	問題なし	2023年4月17日	業務部門 営業部門	事務局	○
19	都民の健康と安全を確保す る環境に関する条例	営業車輛 天然資源枯渇 エネルギー 地球温暖化	法第37条(粒子状物質 排出基準の順守) 第39条(荷主の義務) 第43条(自動車等の適 正整備の努力義務) 第51条(エコドライブ義 務) 第52~54条(アイドリン グ禁止)	車検証	なし 営業課長	<input checked="" type="checkbox"/>	粒子状物質の量許容限 度0.18g/kwh(車輛総重 量2.5t 超)	<input checked="" type="checkbox"/>	車検証	自動車排出窒 素酸化物の排 出抑制の措置 は対策済み。	施設管理 担当者	広報、官 報、イン ターネッ ト	基準値 問題なし	2023年4月17日	業務部門	事務局	○
20	毒劇物取締法	硫酸・苛性ソーダ・苛性カリ メタノールの使用 省資源・土壌汚染 水質汚濁	法第4条 法第11条1項 法第11条 法第12条 施行令40の9	毒物劇物一般販売登録	劇毒物取 扱責任者 工場長 事務課長	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	毒物劇物一般販売登録 盗難防止 飛散、漏れ、流出、地下 に浸透の防止 毒物・劇物の表示義務 MSDSの交付義務	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	毒物劇物受領書綴 在庫管理表 工場施設点検表 (毒劇物保管状況 点検)	法規制順守保 管管理の厳守	施設管理 担当者	冊子「ISO 環境法」 を確認	問題なし	2023年4月17日	事務管理 部門	事務局	○

21	廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	廃油処理施設全般 悪臭発生 水質汚濁 騒音 振動 マニフェスト	法第3条(事業者の責務)法第12条(事業者の処理)施行令6条(収集運搬車輛の表示、備え付け)法第12条の3(マニフェスト・報告)法第14条(廃棄物処理業)法第20条の2(廃棄物再生事業者)施行規則第16条の2(登録基準)法第5条(通報努力義務)、法第12条の3(マニフェストA票保存5年)、施行令27条(収集運搬許可の合理化)、法第14条(許可期間の特例)、(処理困難時の通知)施行規則第7条(保管場所の掲示板)施行規則第8条(保管基準)規則第8条の31の3~6電子マニフェスト3日ルール(3日ルールの緩和措置)許認可に関わる欠格要件の見直しと申請書添付書類の変更(申請手引きを確認)	産業廃棄物処分業許可証(中間処分) 産業廃棄物収集運搬業許可証 マニフェスト(保存期間5年) 廃棄物再生事業者登録証明書 管理票交付状況等報告書(年1回)	社長 営業課長 工場長 事務課長	<input type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	産業廃棄物処分業許可証(中間処分) 産業廃棄物収集運搬業許可証 マニフェスト(保存期間5年) 廃棄物再生事業者登録証明書 管理票交付状況等報告書(年1回)	・許可内容に適合した中間処分・収集運搬。 ・契約書の取り交し ・廃棄物の飛散防止 ・運搬車輛への表示 ・許可証写しの車輛携帯 ・マニフェストの交付	施設管理 担当者	環境省 HPより	問題なし	2023年4月17日	製造部門 事務管理 部門 業務部門 営業部門	事務局	<input type="checkbox"/>
22	道路運送車両の保安基準(省令)	営業車輛 天然資源枯渇 エネルギー 地球温暖化	道路運送車輛法より 法第5条 法第8条5項 法第9条 法第10条 法第12条	車検証	なし 営業課長	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	安定走行 速度 走行装置(タイヤ) 操縦装置 制動装置の厳守 『後退時車両直後確認装置(バックカメラ)』の装着義務化※2022年以降の新型車のみ	法規制順守	施設管理 担当者	広報、官 報、イン ターネット	問題なし	2023年4月17日	業務部門	事務局	<input type="checkbox"/>	
23	神奈川県等の生活環境の保全等に関する条例	ボイラー、D-OIL製造施設、ミートミール製造施設、油水分離装置 大気汚染 悪臭発生 水質汚濁 騒音 振動	条例第3条1項、第2項第4号、第6~14号 条例第3条(指定事業所の設置届出)	ボイラー、D-OIL製造施設、ミートミール製造施設、油水分離装置の設置届・廃止届	なし 施設管理 担当者	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	条例施行規則別表第151. (5)蒸留施設 (8)破碎施設 (7.5kw以上の原動機) 61. (1)ボイラー	指定工場に係る変更許可申請書	法規制順守	施設管理 担当者	広報、官 報、イン ターネット	問題なし	2023年4月17日	製造部門	事務局	<input type="checkbox"/>
		貫流ボイラー	条例25条関係	設置届・廃止届	なし 施設管理 担当者	<input type="checkbox"/>	ばい煙の濃度基準なし、事業所の総量規制として重油換算で1時間当たり4.0kl以上が規制対象	指定工場に係る変更許可申請書	該当なし	施設管理 担当者	広報、官 報、イン ターネット	問題なし	2023年4月17日	製造部門	事務局	×

24	伊勢原市環境基本条例	ボイラー、D-OIL製造施設、ミートミール製造施設、油水分離装置 大気汚染 悪臭発生 水質汚濁 騒音 振動	<基本的な施策> 公害発生の防止、廃棄物の減量及び資源化の促進、再生資源の利用の促進、地球温暖化対策に関する施策の推進、温室効果ガスの排出の抑制。 <特徴> 「環境教育の充実及び環境学習の振興」 事業者：事業所の従業員の環境への意識を高めるよう努める。		なし 施設管理 担当者	<input type="checkbox"/>	該当なし	<input type="checkbox"/>	該当なし	法規制順守	施設管理 担当者	インター ネットでの調査	問題なし	2023年4月17日	製造部門	事務局	○
25	協定その他同意した要求事項 (ファミリーマート)	営業車両・収集業務 土壌汚染他	該当なし	該当なし		<input type="checkbox"/>	該当なし	<input type="checkbox"/>	該当なし		営業課長		問題なし	2023年4月17日	業務部門	事務局	○
26	危険物の規制に関する規則	地下貯蔵タンク (設置S51.5.29) (変更H10.10.21)	地下貯蔵タンクのもれ防止について既存施設について対策(設置から20年以上経過したもの)	該当なし	なし 施設管理 担当者	<input type="checkbox"/>	設置(H10.10.21)より20年までにもれ防止対策	<input type="checkbox"/>	該当なし		施設管理 担当者		現在は 問題なし	2023年4月17日	製造部門	事務局	○
27	神奈川県条例(受動喫煙防止条例)	該当なし	該当なし	該当なし		<input type="checkbox"/>	禁煙禁止区域(学校・病院など)でたばこを吸った場合は2万円以下の罰金、施設管理者が義務を果たさない場合は5万円以下の過料となる。	<input type="checkbox"/>	該当なし		施設管理 担当者		問題なし	2023年4月17日	事務管理 部門	事務局	×
28	悪臭防止法	廃油処理施設全般 ミートミール製造施設、オリ粕クッカー施設等からの悪臭発生	第3条:工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域の指定 第4条第2項:臭気指数及び臭気排出強度の規制基準		なし 施設管理 担当者	<input type="checkbox"/>	1種地域(第一種住居地域):臭気指数10 2種地域(準工業地域):臭気指数15	<input type="checkbox"/>	該当なし	規制基準順守	施設管理 担当者	広報、官報、インターネット 官公庁へ調査に向く	基準値 問題なし	2023年4月17日	製造部門	事務局	○
29	計量法	3トン秤量器	第19条	該当なし	なし 工場長	<input type="checkbox"/>	2年に一度の定期検査	<input type="checkbox"/>	該当なし	法規制順守	施設管理 担当者	経済産業省ホームページ	問題なし	2023年4月17日	製造部門	事務局	○

30	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)	該当なし	該当なし	該当なし	管理部長	<input type="checkbox"/>	該当なし	<input type="checkbox"/>	該当なし	法規制順守	施設管理担当者	広報、官報、インターネット官公庁へ調査に向く	問題なし	2023年4月17日	製造部門	事務局	×
31	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)	石田工場、歌川工場使用のエネルギー(石油、電気)管理 天然資源枯渇	該当なし	該当なし	なし 施設管理担当者	<input type="checkbox"/>	該当なし 法令上、報告義務のある特定事業者には該当しないが、省エネの観点で石田、歌川工場全体で法に基づいたエネルギー管理を行う。	<input type="checkbox"/>	該当なし	エネルギー使用実態の把握(日常及び年間) 省エネに向けた改善の検討と実行	施設管理担当者	環境省HPより	問題なし	2023年4月17日	製造部門	事務局	×
32	伊勢原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例	小規模受水槽水道(2m ³) 飲料水としての安全衛生	該当なし (第14条:検査の受検第14条1項1号:衛生管理)	該当なし	なし 施設管理担当者	<input type="checkbox"/>	該当なし 条例は容量8m ³ 小規模受水槽水道が対象だが、飲料水として使用されるケースもある為安全衛生の観点から条例に準じた対応を行う。	<input type="checkbox"/>	該当なし	セルフチェック 水槽の検査(水槽の状態点検) 水質の検査(残留塩素の検査) 清掃(1年以内ごとに1回)	施設管理担当者	広報、官報、インターネット官公庁へ調査に向く	問題なし	2023年4月17日	製造部門	事務局	×
33	電気事業法	自家用電気工作物の定期点検(電気事業者による)	法57条:調査の義務	該当なし	電気管理技術者教会へ外部委託	<input type="checkbox"/>	自家用電気工作物が基準に適合しているかどうかの調査を行う。	<input type="checkbox"/>	自家用電気工作物定期点検報告書 電気工作物月次点検報告書	定期点検(年1回)	施設管理担当者	広報、官報、インターネット官公庁へ調査に向く	問題なし	2023年4月17日	製造部門	事務局	○
34	働き方改正関連法	該当なし	該当なし	該当なし	部門長	<input type="checkbox"/>	該当なし	<input type="checkbox"/>	該当なし	法規制順守	部門長	広報、官報、インターネット官公庁へ調査に向く	問題なし	2023年4月17日	全部門	事務局	×
35	水銀汚染防止法(水俣条約関係法令)	水銀使用製品産業廃棄物の廃棄(蛍光灯) 大気汚染 土壌汚染 水質汚濁	条約第11条	該当なし	工場長	<input type="checkbox"/>	保管 処理の委託	<input type="checkbox"/>	委託契約書 マニフェスト	法規制順守	施設管理担当者	広報、官報、インターネット	問題なし	2023年4月17日	全部門	事務局	○
36	廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン	廃棄物処理業	該当なし	該当なし	部門長	<input type="checkbox"/>	該当なし	<input type="checkbox"/>	該当なし	新型コロナウイルスの感染拡大防止及び感染対策による事業継続	部門長	広報、官報、インターネット	問題なし	2023年4月17日	全部門	事務局	○
37	飼料安全法	食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン	令和2年8月26日農林水産省令第56号	食品循環資源利用飼料製造事業場適合状況確認届	部門長	<input type="checkbox"/>	加熱処理工程の有無(100℃以上6分と同等以上)	<input type="checkbox"/>	加熱処理に係る温度及び時間の管理記録を2年間保存	法規制順守	部門長	広報、官報、インターネット	問題なし	2023年4月17日	製造部門	事務局	○
38	個人情報保護法	該当なし	該当なし	該当なし	管理部長	<input type="checkbox"/>	該当なし	<input type="checkbox"/>	該当なし	法規制順守	管理部長	広報、官報、インターネット	問題なし	2023年4月17日	総務部門	事務局	○
39	プラスチック資源循環法	省資源	第4条	前年度の排出量再資源化の公表に努める	工場長 事務課長	<input type="checkbox"/>	該当なし	<input type="checkbox"/>	該当なし	法規制順守	工場長 事務課長	広報、官報、インターネット	問題なし	2023年4月17日	製造部門 事務管理部門	事務局	×

※ 該当の有無欄は、当社に適用される○印については規制法で、適用されない×印については義務法の範囲に入る。



「鈴木油脂の SDGs 目標達成に向けた取り組み」

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年9月に、国連サミットで「ともに取り組むべき国際社会の普遍的な目標」として全会一致で採択されました。

SDGsは、2030年に向けた持続可能な開発に関する地球規模の優先課題を17のゴール（目標）として掲げております。

当社では、創業以来、「地域社会との共生」を経営理念として、業務に係る「資源の有効活用と循環型社会の形成」を目指していますので、業務自体がSDGsに深く関わっています。

当社は元々SDGsの項目にあるような内容を業務としておこなってきたのですが、国連で定められたSDGsという新しい概念を知る為に、取り組み初年は学習からスタートし、4年が経過しました。

4年間の目標は、次の通りです。

47期（ISO 12年度）：「SDGsを知る」 広報委員会を中心に学習を進めました。

48期（ISO 13年度）：「健康経営」 更にSDGsに貢献できるよう、数値目標を設定して組みました。

49期（ISO 14年度）：「働きやすい職場作り」 課ごとに数値目標を掲げ問題点の改善に取り組みました。

そして50期（ISO 15年度）は、環境事業部・食品製造事業部それぞれが目標を掲げ取り組みました。

次頁より、50期総括と51期の取組み計画を紹介します。

鈴木油脂の SDGs 社内活動報告

[50 期 (ISO 15 年度) 総括]

環境事業部

『新工場の移転プロジェクトの発信』



51 期 10 月に移転予定の新工場について、日々変わる最新情報を工場長と施設担当より伝えてもらい、現在の工場と比較しながら移転後のイメージを全員で発信しました。

進捗報告

各種 SNS にて発信しました。

- ・営業課がお客様向けに毎月発信しているブラストメール
- ・ホームページ
- ・Facebook

新工場でのお取引イメージを伝える

- ・工場見学のお客様には建設中の工場をご案内、敷地の広さや建屋を見ていただきました。
- ・訪問先でも完成予想図や機械の配置をお見せし、移転後のお取引もイメージしていただきました。

セレクト神奈川 NEXT 認定

神奈川県内の経済活性化及び雇用創出の為に創設された施策ですが、新工場での事業内容にて「エネルギー関連産業」部門で選出されました。

完成イメージ



食品製造事業部

『労働災害対策』



事業部で「労災ゼロ」を目標に取り組みました。

各課の取組

技術開発室

- ・ 3S の徹底で労災ゼロを達成
- ・ 整理、整頓、清掃の重要性と労災防止に繋がることを実感出来ました。

製品課

- ・ 不安全行動・不安全状態を把握しました。
- ・ 指差し点呼の実施や重量物の取り扱いに注意しました。
- ・ 機器メンテナンス時の電源 OFF を徹底しました。
- ・ 事故や怪我の発生時にはミーティングを実施し迅速な情報共有を行い再発防止に繋がりました。

原料搾油課

- ・ ラジオ体操・部門責任者による巡視を行いました。
- ・ 発生した労災事例の解説を行い再発防止に繋がりました。



生産管理課

- ・ 製品の取り扱い及び持ち方を注意しました。（ぎっくり腰、腰痛防止）
- ・ 整理整頓の徹底による通路確保を意識しました。（転倒、挟まれ防止）
- ・ 破損事故が発生した場合は注意喚起を行いました。（怪我に繋がる可能性を防止）

業務課

- ・ AI-Contact を活用し、遵守率を高めることで労災防止に繋がりました。

施設管理課

- ・ 使用機器と保護具の点検及び定期的な買い替えを行い、事故の発生を未然に防ぎました。

品質管理者

- ・ 食品安全会議を通じて労働安全衛生に関わる教育動画の視聴を行いました。

[51 期の取り組み計画]



環境事業部

「日常業務による SDGs の推進」

本来業務が SDGs の取り組みそのものである事を意識付けする為にも、各部門で日々努力している事を数値化させた目標にしました。

製造部門

「工場の周辺に落ちているゴミ拾いを全員で週 1 回実施」

外から見られている意識で工場をきれいな状態に保ち、持続可能な社会への意識を高めます。

業務部門

「AI-Contact 順守率 99%達成」

数値目標を設ける事で更に順守意識を高め、持続可能な社会により貢献します。

事務管理部門

「Kintone や電子化による紙の削減」

コピー用紙購入量 前年比 6~8 月 10%削減 9 月~11 月 20%削減 12~5 月 30%削減

封筒購入枚数前年比 6~8 月 10%削減 9 月~11 月 20%削減 12~5 月 50%削減

支払い明細・請求書・契約書の電子化で資源の削減にもつなげ持続可能な社会により貢献します。

営業部門

「廃棄されていた（捨てられていた）油のリサイクル 毎月 1 トン」

新規獲得の数量の中でも、固めて捨てていた油（リサイクルされていなかった油）の回収を増やす事で持続可能な社会により貢献します。

食品事業部 (51 期より名称変更)

「コピー用紙使用量の削減 年間 9%」

50 期：80 束 ⇒ 51 期：68 束

事業部全体で紙媒体のアナログ管理からデジタル化を進めます。

何十もの手書きのチェックや確認に手間がかかる、記録の記入漏れ、逸脱が後々判明する、必要な情報が紙を見ないと分からない等々、アナログ管理が効率化を阻害しコスト面にも影響が出ていた事から、紙による印刷、配布、保管、承認などをタブレットや Kintone を使ったデジタル管理に変更していく事でコピー用紙の削減を進めます。

紙の削減のみならず、業務管理業務では 1 日あたり 1~2 時間の削減、月あたり 150 時間程度の削減を見込んでおり、事業部全体で業務効率の改善を図り生産性向上、利益の拡大へ繋げていきます。

※これまでの当社の取り組み等、詳しくは当社 HP を是非ご参照ください。

[\(http://www.suzuki-oil.co.jp/company/\)](http://www.suzuki-oil.co.jp/company/)